

○特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表
(女性活躍推進法第19条第6項関係)

実施状況※数値目標に対する進捗状況	(1)採用関係	目標項目	女性消防吏員の割合
		数値目標	R8年度までに5%
		最新値【R8.4.1】	2.0%
	(2)継続就業及び仕事と家庭の両立関係	目標項目	男性の育児休業の取得
		数値目標	R7年度末までに50%
		最新値【R7年度】	50.0%
	(3)長時間勤務関係	目標項目	職員の時間外勤務縮減
		数値目標	R8年度末までに 年80時間以内
		最新値【R7年度】	81時間
	(4)その他	目標項目	本制度周知
		数値目標	100%の周知
		最新値【R6年度】	100%

○女性の職業選択に資する情報の公表
(女性活躍推進法第21条関係)

情報公表

(1) 女性職員の採用割合【R8.4.1現在】			0.0%
(2) 採用試験受験者の女性割合【R7年度】			0.0%
(3) 職員の女性割合【R8.4.1現在】			2.0%
(4) 男性の配偶者出産休暇等取得率【R7年度】	妻の出産(上限2日)		81.3%
	育児参加(上限5日)		75.0%
(5) 男性の配偶者出産休暇等 合計取得日数の分布状況【R7年度】	妻の出産 (上限2日)	1日未満	1人
		1日以上2日未満	0人
		2日	12人
	育児参加 (上限5日)	1日未満	0人
		1日以上2日未満	0人
		2日以上3日未満	1人
		3日以上4日未満	3人
		4日以上5日未満	2人
		5日	6人
(6) 超過勤務の状況(月平均時間)【R7年度】※正規職員のみ			6.45時間
(7) 平均年次休暇取得日数【R7年】			13.4日
(8) 中途採用の男女別実績【R7年度】	男性		0人
	女性		0人

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：上越地域消防局

令和8年7月14日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	54.8%
全職員	76.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	76.6%
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	64.6%
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	88.6%
6～10年	52.5%
1～5年	108.9%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多いため、相対的に男性の給与額が高くなっています。（住居手当の受給者に占める男性の割合は99.7%）
- ・勤続年数6～15年の区分について、給与の差異が大きい原因として、各階層の中で女性職員の勤続年数が短いこと及び育児部分休業により給与の減額があったことによるものです。
- ・女性職員がいない又は女性職員が1名のため、特定の職員の給与が推測し得る項目については「—」と記載している。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、再任用職員及び会計年度任用職員がありますが、給与額が低い会計年度任用職員については女性のためのため、差が生じる結果となっています。同じ職の区分で比較した場合の差はありません。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	—

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	13.0%
本庁係長相当職	—

【説明欄】

1. 男女別の育児休業取得率

区分	令和 7 年度
男性	50.0%
女性	100%

区分	令和7年度
男性	—
女性	100%

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	—	—	—	—
1 週間以上 2 週間未満	—	—	—	—
2 週間以上 1 月以下	9 4 . 1 %	—	—	—
1 月超 3 月以下	5 . 9 %	—	—	—
3 月超 6 月以下	—	1 0 0 %	—	—
6 月超 9 月以下	—	—	—	—
9 月超 12 月以下	—	—	—	—
12 月超 24 月以下	—	—	—	1 0 0 %
24 月超	—	—	—	—

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6. 4 5 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】